

# 包括管理業務の導入検討に向けた サウンディング型市場調査実施要領

令和6年9月24日  
舞鶴市資産マネジメント推進課

## 1. 調査の目的

舞鶴市では、施設利用者の安全・安心と持続可能な公共施設の管理運営を目的に、市が保有する施設の保守管理業務及び修繕業務等を包括的に管理し、施設の質向上や業務の効率化を図る包括管理業務の導入を検討しています。

本調査は、対象とする施設や業務について民間事業者の皆さんから広くご意見をいただき、今後の事業化の検討に活用させていただくため実施するものです。

## 2. 調査の対象となる業務の概要

### (1) 施設数

およそ 100 施設・・・【別紙】対象施設・業務一覧のとおり

※対象施設は、本調査等を参考に検討していく予定です。

### (2) 業務の種類

ア 維持管理業務・・・【別紙】対象施設・業務一覧のとおり

※具体的な業務範囲は、本調査等を参考に検討していく予定です。

イ 修繕

130 万円未満の修繕を含めることを想定しています。

ウ 巡回・点検業務（不具合対応・内製化修繕含む）

## 3. 参加対象者

本調査に関心のある民間事業者及びグループ。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく市の入札参加制限を受けている者
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされている者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は舞鶴市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 23 号）第 2 条第 3 項に規定する暴力団に該当する者

#### 4. 調査の内容

- ① オープン型サウンディング（10月18日）
  - ・事業内容全般（対象施設・業務内容についてのご意見・ご質問）
  - ・事業期間について（想定設定期間に対するご意見・ご質問）
  - ・スケジュールについて（契約までの準備期間などについてのご意見・ご質問）
  
- ② 個別サウンディング（別途日程調整）
  - ・舞鶴市における包括管理業務の市場性について
  - ・舞鶴市における包括管理業務への参加の意向について
  - ・舞鶴市で導入する際のメリット・デメリットについて
  - ・舞鶴市が想定する対象施設、業務範囲について
  - ・修繕業務の対応について（不具合報告から作業着手、支払い完了までのフロー）
  - ・内製化の範囲、ルールについて
  - ・業務委託に関する施設管理者との日程調整等の方法について
  - ・包括管理事業者の人員体制について
  - ・包括管理事業者と舞鶴市の連携について
  - ・市職員の施設管理に関する知識、ノウハウの継承について
  - ・事業者の公募に向けたスケジュールについて
  - ・再委託する際の市内事業者の活用について
  - ・マネジメント費用の算定について
  - ・舞鶴市への要望や必要な提示資料の確認について
  - ・独自の業務提案について
  - ・その他

#### 5. スケジュール

本調査実施要領の公表	令和6年9月24日(火)
本調査の参加申し込み	令和6年9月24日(火)から令和6年10月11日(金)まで
サウンディング調査の実施 (オープン型)	令和6年10月18日(金)
サウンディング調査の実施 (クローズ型)	参加希望事業者と個別に調整
本調査実施結果概要の公表	令和6年11月下旬

#### 6. 調査の手順

##### (1) 参加申し込み

サウンディングの参加を希望される方は、京都府公民連携プラットフォームへ申し込んでください。

(2) 調査日時及び場所

【オープン型サウンディング】

日時：令和6年10月18日（金） 13：30～15：00（受付開始13：00～）

場所：京都府舞鶴市字北吸 1039 番地の2

舞鶴市政記念館ホール（舞鶴赤れんが2号棟）

※個別サウンディングは別日に実施します。

日程については参加希望事業者と別途調整します。

(3) 調査結果の公表

サウンディングの実施結果については、事業者名及び非公表とすべき事業者のノウハウに係る部分を除き、舞鶴市ホームページ等で概要の公表を予定しています。

## 7. 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加の有無は、今後の事業者選定の評価等に影響を与えるものではありません。対話の内容は、今後の事業化に向けた検討の参考とさせていただきます。

(2) 費用負担

サウンディングの参加に要する費用は、参加事業者のご負担とします。

## 8. 問合せ先

舞鶴市財務部資産マネジメント推進課 担当：松尾、白猪

住所：京都府舞鶴市字北吸 1044 番地

電話：0773-66-1062

E-mail：eizen@city.maizuru.lg.jp